

資料 2

〔平成 29 年 12 月 22 日〕  
〔地 方 財 政 審 議 会〕

総務大臣配分資産に係る平成 25 年度分から平成 29 年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（平成 29 年 12 月修正分）

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成25年度分から平成29年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(平成29年12月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
25	0	0	△ 83,650	△ 42,987	△ 83,650	△ 42,987	△ 602
26	0	0	△ 995,435	△ 650,187	△ 995,435	△ 650,187	△ 9,103
27	0	0	△ 3,574,025	△ 2,412,234	△ 3,574,025	△ 2,412,234	△ 33,771
28	0	0	△ 4,914,048	△ 3,303,951	△ 4,914,048	△ 3,303,951	△ 46,255
29	39,193,127	36,414,359	△ 1,015,298	△ 359,563	38,177,829	36,054,796	504,767
計	39,193,127	36,414,359	△ 10,582,457	△ 6,768,922	28,610,671	29,645,437	415,036

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。